

# Stahl Japan Limited, 一般販売条件

## 1. 一般条項

- この一般販売条件における用語の定義：
  - 「契約」とは、スタールによる購入者への製品の納入する契約を指します。
  - 「本販売条件」とは、この一般販売条件を指します。
  - 「発送日」とは、スタールが発送したか、または購入者が受け取ったかにかかわらず、製品がスタールの倉庫から発送された日を指します。
  - 「納入日」とは、予期しない状況を除き、商品が購入者に納品される日を指します。
  - 「オファー」とは、製品の納品のために、スタールが購入者に提出したオファーを指します。これには、価格、製品情報、技術データシート、認証などの製品に関する情報が含まれます。
  - 「本製品」とは、製品、製品の補助装置、サービス、および/またはこれらの一部を指します。
  - 「購入者」とは、スタールと契約を締結したか、締結することを希望する法人または自然人を指します。
  - 「スタール」とは、兵庫県たつの市に設立されたスタール・ジャパン株式会社を指します。
- 本販売条件は、スタールと購入者間の本契約、オファー、または本契約の要請およびこれらのいずれかに由来するフォローアップ、延長、繰り返し、または結果として生じる手配に適用され、またその一部になるものとします。
- 購入者により提出された一般条件は、購入またはその他に関連するか否かにかかわらず、適用されないものとし、明示的に否認され、拘束力を持たないものとします。ただし、書面でスタールにより明確に許可されている場合を除きます。
- パリに本部を置く国際商業会議所（インコタームズ2010）が定めた条項は、本販売条件、本契約、または本契約に由来するか、または関連するその他の契約に適用されるものとします。

## 2. オファー

- スタールにより行われたいかなるオファーも、価格、内容、履行、納期、入手可能性などに関して、拘束力を持たないものとします。ただし、スタールによる別段の記述がある場合を除きます。拘束力のないオファーが購入者により承諾された場合、スタールは、購入者の書面でのオファーの承諾の受領から2営業日以内に、オファーを撤回することができます。
- 本販売条件の第2条1項に従い、オファーは、オファーが行われた日付から60営業日の間有効であるものとします。ただし、スタールによる別段の記述がある場合を除きます。

## 3. 本契約

- 本契約は、スタールが注文確認書により、本契約を確認した場合のみ、またはスタールが注文確認書を送信しなかった場合、購入者が本製品を受け取り、本製品を即座に返品しなかった場合に締結されるものとします。
- スタールの注文確認書が購入者の注文と異なっている場合、購入者は、スタールが注文確認書の日付から2営業日以内に反対の旨の書面の通知を受け取らない限り、スタールの注文確認書の内容を承諾したと見なされるものとします。
- スタールの代理人またはスタールの代理で行動するその他の個人が締結した本契約（本契約および/または保証への追加および/または修正を含む）は、スタールの従業員が書面で確認していない限り、スタールに対して拘束力を持たないものとします。

## 4. 納品

- スタールが定めた納期は、スタールの知る限りでの見積もりであり、スタールに対して拘束力を持たないものとします。
- スタールは、納品の遅延または不完全な納品の結果として、購入者または第三者が被った何らかの支出、損失、または損害に対して責任を負わないものとします。購入者は、納品の遅延または不完全な納品のみに基づいて、本契約をキャンセルしてはなりません。
- 納品は、スタールの裁量で、CIF輸送費・保険料込条件)で、指定された目的地に行われるものとします。ただし、スタールによる別段の合意がある場合を除きます。

4. 購入者は、納品で協力し、本製品の領収書を受け取るものとします。購入者が、納品から10営業日を過ぎても製品のレシートを受け取らなかった場合、スタールは、損失または破損に対する補償を請求する権利を損なうことなしに、本契約を解除できます。購入者が製品のレシートを受け取らなかった場合、購入者の負担およびリスクで、製品は保管されるものとします。

## 5. 数量

1. 納品と請求書作成は、兵庫県たつの市またはその他のスタールの倉庫からの発送日の正味重量に基づいて、実行されるものとします。スタールは、契約で定められている数量の3パーセント前後を納品することができます。
2. 納品がコンテナで行われる場合、正味重量は、公式のスタールのウェイトブリッジの重量証書に定められた正味重量であると見なされるものとします。ただし、スタールと購入者が、このために別の公式のウェイトブリッジを指定するよう合意している場合を除きます。

## 6. 価格

1. スタールによる別段の記述がある場合を除き、価格は指定された目的地への納品に基づくものとし、消費税、その他の税金および／またはコストを含みません。
2. 購入者の要請で、契約の変更または追加が合意された場合、スタールは、合意された価格を上げることができるものとします。スタールが購入者の指示を時間内に受け取らなかった場合、購入者は、結果として生じるコストをスタールに補償するものとします。

## 7. 苦情

1. 納品と同時に、購入者は即座に、できるだけ徹底的に本製品を検査するものとします。購入者は、この最初の検査での発見から、2営業日以内に、欠陥の可能性に関連する苦情を書面でスタールに通知するものとします。この最初の検査の後、発送日から6か月以内に、欠陥の可能性が発見された場合、購入者は、欠陥の可能性が最初の検査で合理的に見えなかった場合のみ、この欠陥の可能性に関する苦情をスタールに通知できます。上記の期限が切れると同時に、いかなる追加の苦情も無効となり、スタールによる契約の履行は、適切だったと見なされるものとします。
2. スタールがかかる苦情を調査する機会および施設を合理的に与えられていない場合、購入者には、欠陥の可能性について苦情を述べる権利はありません。購入者は、スタールの書面による許可によってのみ、スタールに納品された本製品を返品するものとします。本製品の返品コストは、購入者が負担します。
3. 購入者は、注文確認書、見積もり送り状、またはインボイスの日付から3営業日以内に注文確認書、見積もり送り状、またはインボイスに関する苦情をスタールに書面で通知するものとします。

4. 購入者が苦情をスタールに提出した場合でも、購入者は、支払いの義務を含む、スタールへのすべての義務を履行するものとします。
5. スタールは、スタールが苦情を申し立てられた本製品の検査の結果を取得し、書面で苦情を承認または却下するまで、購入者への追加の納品を延期できます。

## 8. 保証

1. スタールは、スタールが製造した本製品に欠陥がなく、本販売条件の第7および8条の条項に従って、本製品の発送日から6か月間、性質および応用特性を維持することを保証します（「保証」）。ただし、発注書の確認／承認が異なって伝達された場合を除きます。
2. 保証は、購入者が以下を証明した場合のみ適用されます。
  - a. 本製品の欠陥が販売条件の第8条1項で示される保証期間内に発生した場合。
  - b. 本製品が製品の使用に適合していない場合。
  - c. 本製品が密封されたコンテナまたはスタールにより提供されたその他のパッケージに保管され、本製品の保管のための指示が守られている場合。
3. スタールが保証の請求を許可することを決定した場合に限り、スタールは、その単独の裁量で、欠陥のある本製品を交換するか、または本製品の価格の返金を行うことを決定します。この場合、購入者は、保証に基づいた請求のための根拠であった欠陥に関して、追加の回復の権利、追加の補償の権利、スタールに責任を負わせ、契約を取り消す権利を放棄するものとします。本製品の交換により、当初の保証期間は延長されないものとします。
4. 保証は、以下の場合適用されないものとします。
  - a. 欠陥が全部または一部、通常とは異なる、不適切な、無分別または不注意な本製品の使用、および／またはスタールからの保管の指示に従っていないことの結果である。
  - b. 納品済みの本製品が修正または変更された。
  - c. 納品済みの本製品が第三者に譲渡され、処理または使用された。
  - d. 欠陥が全部または一部、規制機関が課した規制の結果である。
  - e. スタールが第三者から本製品またはその一部を取得し、スタールがかかる第三者により提供された保証に基づいて請求できない。
  - f. 原材料、化学薬品、商品、およびパッケージが購入者の明示的な指示でスタールにより使用された。
  - g. 本製品の欠陥が品質、色、仕上げ、寸法、組成などでわずかに逸脱しているが、取引で許容できるか、または技術的に不可避な程度である。
5. 保証は、購入者がスタールへの義務を満たしていない場合、適用されないものとします。保証は、納品された本製品の使用に関するスタールによる推奨または提案には適用されないものとします。かかる推奨または提案は、知る限りでのみ行われているためです。

## 9. 賠償責任

1. 本契約の条項にかかわらず、スタールは決して以下に責任を負いません。
  - a. 第12条(不可抗力)で定義される不可抗力による、スタールの本契約に基づく義務の不履行または違反
  - b. スタールの従業員、スタールが契約した第三者、またはスタールが推奨した個人の過失または作為・不作為。スタールが納品した製品の適用または使用に関して、かかる個人が与えた指示の結果としての過失または作為・不作為を含む(スタールの幹部の作為または重過失を除く)
  - c. 特定目的に対する本製品の不適合または通常とは異なる、無分別、または不適切な本製品の使用もしくは保管
  - d. 本製品の製品とスタール以外の製品との混合に起因する損失または損害
  - e. 本製品の梱包の結果として、本製品の使用中に生じる望ましくない反応
  - f. 何らかの方法で再販売、加工、再梱包、適合および/または変更されている本製品
  - g. 安全上の指示、保管の指示、または本製品の使用、保管、加工、適用などのその他の指示に従わなかったことに起因する損失または損害
  - h. 結果的損失または損害、逸失利益、および第三者への損失または損害を含むがこれらに限らない、間接的損失または損害
  - i. 第8条(保証)に従い、保証が適用されない状況での製品に関する損失または損害
  - j. 納品された本製品に関連する第三者に属する特許権の侵害
2. 本販売条件および本契約の条項にかかわらず、スタールの本契約に基づく賠償責任は、以下に限定されるものとします。
  - a. 欠陥のある本製品の交換
  - b. スタールの判断により、かかる交換が不可能な場合、問題の本製品のコストを上回らない補償

本製品がスタールにより製造されていなかった場合、スタールの賠償責任は、いかなる場合も、スタールへのスタールのサプライヤーの賠償責任を上回らないものとします。

## 10. 支払い

1. すべての取引の支払いは、書面の別段の合意がない限り、何らかの理由の割引または控除なしに、インボイスに記載された期間内に行われるものとします。購入者がこの期間内に支払いを行わなかった場合、購入者は、不履行の通知が義務付けられることなく、法律の運用により、不履行であるものとします。スタールの銀行取引明細書で報告された実行日は、支払いの有効日を構成すると見なされるものとします。
2. 期日までにインボイスの支払いが行われなかった場合、スタールが法的に許可されている損失または損害への補償を完全に請求するスタールの権利を損なうことなく、購入者は、該当する金額について月当たり1%の法定の支払遅延利息および年ベースで12%の法定の支払遅延利息を支払うものとします。

3. 本契約の締結以降、購入者は、スタールの最初の要請により、本契約に基づく支払いの遂行およびその他の義務に対する十分な保証を提供する義務を負うものとします。銀行保証状または信用状が保証の唯一の許容される形式であるものとします。スタールは、要請した保証が提供されるまで、納品を含む義務の履行を停止する場合があります。
4. スタールが本製品を分割で納品する場合、各納品に関する取引は、個別の取引として扱われるものとし、本契約全体に適用される支払条件に従って、支払うことができるものとします。
5. 購入者によりスタールに行われるすべての支払いは、購入者が支払うべき未払い利息および/またはコストの精算にまず適用され、次に最も古い未払いのインボイスから始まり、かかるインボイスの金額の精算に適用されるものとします。
6. 購入者は、購入者が支払うべき負債の回収で発生する、訴訟料および法廷外の費用を含む、すべてのコストを支払うものとします。

## 11. 所有権留保

1. 本販売条件のその他の条項にかかわらず、スタールは、スタールと購入者の間で締結されたすべての本契約(本契約に関する購入者の不履行に基づく、スタールによるすべての合同債務およびすべての請求を含む)に基づき、購入者がスタールに支払うべき金額全額(利息、コスト、および罰金を含む)の完全かつ最終的な支払いを行うまで、スタールにより購入者に納品された本製品への所有権および権原を保持するものとします。それにもかかわらず、購入者は、通常の業務、プロセスにおいて、または購入者がスタールの販売業者である場合、スタールが所有する本製品を販売できます。
2. 購入者は、スタールが所有する本製品の保険による保護を自費で取得するものとします。補償範囲には、購入者の本社/保管倉庫がある国で、通常保険の対象となる紛失、窃盗、およびその他のリスクが含まれるものとします。スタールの最初の要請により、購入者は、保険証書および購入証明書のコピーをスタールに提示します。
3. 本製品の送付先、または購入者が所在する国の法律により、全部または一部、このような権原の保持が認められないか、またはこの権利の有効性もしくは付与に対する特定の要件が設定されている場合は、購入者は、本製品の納品の前に、スタールにそれらを完全に通知するものとします。購入者は、スタールの最初の要請で、これらの要件を満たす際に協力するか、またはスタールの単独の裁量で、およびスタールの代理で、権原の保持に実質的に類似し、また第三者に対して有効である担保権を本製品(納品済みか否かを問わない)に付与するものとします。本契約を締結することにより、購入者は、スタールに上記を有効にするために必要な手段を講じる取り消し不能の権限を付与します。

4. 本製品が権原の保持を条件とするか、または購入者が本販売条件の第11条3項の条項に従い、本製品に類似の担保権を付与するか、もしくは付与を手配するその他の義務に従う限り、購入者は、スタールが納品した本製品を担保に入れたり、または何らかの方法で本製品を抵当に入れてはなりません。

## 12. 不可抗力

1. いずれの当事者も自己の支配が及ばない行為(不可抗力)に起因する遅延または不履行に責任を負わないものとします。スタールの場合、不可抗力には、天災、戦争、ストライキ、労使争議、スタールの従業員またはスタッフの疾患、ロックアウト、暴動、スタールのサプライヤーの本製品の全部または一部の不履行または遅延、戦争行為、原材料の不足または欠陥、伝染病、交通機関の故障または障害、全部または一部の動員、輸出入の禁止、本契約締結後に課された政府の規制、火災、爆発、通信回線の故障、電力故障、地震、洪水、および類似の災害が含まれますがこれらに限りません。不可抗力は、支払いを行わないことの理由にならないものとします。
2. 不可抗力の事象が発生している間、当事者の納品およびその他の義務は停止されるものとします。不可抗力により、3か月以上、スタールの義務の履行が制限されるか、または妨げられた場合、各当事者は、本契約を解除するための書面の通知を送付することにより、解除することができます。かかる通知の後、いずれの当事者も本契約に基づく、追加の義務を負いません。ただし、すでに納品された本製品に関して、いずれかの当事者が負っている可能性のある義務を除きます。

## 13. 輸出

1. 本製品が欧州連合外への輸出のために販売された場合、購入者は、自費で税関手続に対応するものとします。スタールの最初の要請により、購入者は、この手続きに準拠していることを実証するものとします。購入者は、購入者がこの手続きに準拠しているかどうかを決定するために必要な限りにおいて、スタールまたはスタールが指名した第三者にその記録へのアクセス権を与えるものとします。

## 14. 知的財産権および/または産業財産権

1. スタールが本製品に関連する知的財産権および/または産業財産権を有している限りにおいて、スタールは、本製品を購入者に納品した後、書面による別段の合意がない限り、これらの権利への資格を維持するものとします。
2. 購入者は、本製品から生じる知的財産権および/または産業財産権の表示を削除または変更してはなりません。
3. 本製品が購入者が提供した製法に基づいて製造された場合、購入者は、納品された本製品に関連して、第三者が提出した請求からスタールを保護し、スタールを免除するものとします。かかる請求には、特に第三者が保持する知的財産権および/または産業財産権が含まれますがこれらに限りません。

## 15. 無効

本販売条件のいずれかの条項が無効であるか、または無効になる場合、その条項は可能な限り遵守されるものとします。この場合、本販売条件のその他の条項は、有効のままであり、両当事者は、元の条項と可能な限り類似している1つまたは複数の新しい条項により、無効または強制不能な条項を置き換えるものとします。

## 16. 管轄裁判所

1. 本販売条件、本契約、および本契約に起因するか、または関連する契約は、日本の法律のみに準拠するものとします。
2. 本販売条件、本契約、および本契約に起因するか、または関連する契約から生じる紛争は、弊社指定の管轄裁判所のみで付託されるものとします。ただし、強制力のある法規定によりこれが禁止されているか、またはスタールが購入者の営業場所または居住場所の管轄裁判所に紛争を付託した場合を除きます。
3. 国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約、1980年4月11日)は、本販売条件、本契約、および本契約に起因するか、または関連する契約には適用されません。

これはスタール・ジャパン株式会社の一般販売条件の非公式日本語翻訳です。翻訳の相違がある場合は、英文の内容が適用されます。